

請 願 書

2024 年 5 月 9 日

宍粟市議会議長
浅田 雅昭 様

請願団体

住 所 宍粟市山崎町山崎 1 7 番地の 3
団 体 名 宍粟市教職員組合
代表者名 執行委員長 尾鼻 祐也



紹介議員 宍粟市議会議員 大畑 利明



教職員定数改善と義務教育費国庫負担率 2 分の 1 の復元をはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について

21 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善におけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2025 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体独自で、「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。
4. 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
6. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。